



人事・労務に役立つ NEWS

## 組 合 通 信

11  
2024

重要・要チェック

## 令和6年分の年末調整 定額減税に関する事務を行う必要があります!!

令和6年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。国税庁からは、9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ（令和6年分）」を開設したとの案内もありました。今年の年末調整においては、定額減税に関する事務を行う必要があり、例年よりも手間がかかることになります。その手順等については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

.....国税庁の「年末調整がよくわかるページ（令和6年分）」のトップ画面.....

【お知らせ】

本年は、**定額減税に関する事務を行う必要があります!!**

- 年末調整に係る定額減税の概要については、[こちら](#)をご覧ください。
- 定額減税の詳細については、「[定額減税特設サイト](#)」をご覧ください。

- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「[リーフレット](#)（PDF/3,387KB）」を送付しています。
- 源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「[年末調整計算シート](#)」（Excel）をご利用いただくとう効率的に行うことができます。
- [ダウンロードはこちら](#)

★年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお声掛けください。



源泉徴収義務者  
（給与の支払者）の方へ

給与所得者  
（従業員）の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

詳しい説明（パンフレット）  
（年末調整・源泉徴収等）

重要改正

## 令和6年 10 月からの厚生労働省関係の主な制度変更 対応はお済みですか？

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更を表にまとめて公表しています。「令和6年 10 月からの厚生労働省関係の主な制度変更」も公表されていますので、特に、雇用・労働関係、医療・年金関係の変更については、対応できているか否かを、今一度ざっと確認しておきたいところです。

.....令和6年 10 月からの厚生労働省関係の主な制度変更（抜粋）.....

●企業実務に影響を及ぼすものには、次のようなものがあります。

【雇用・労働関係】

- 最低賃金額の改定**.....すべての労働者とその使用者が対象  
都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が、すべての都道府県において、時間額 50 円から 84 円の引上げとなる（全国加重平均 1,055 円）。

【医療・年金関係】

- 被用者保険の適用拡大**.....従業員数 50 人超の企業の事業主及び短時間労働者が対象  
短時間労働者への被用者保険（健康保険・厚生年金保険）の適用について、これまで、従業員数 100 人超となっている企業規模要件を 50 人超へと引き下げる。



（次ページへ続く）

- また、社員に伝えてあげたい制度変更として、次のようなものがあります。社員のスキルアップを図りたいと考えている企業の事業主なども知っておきたい内容です。

#### 【雇用・労働関係】

- 教育訓練給付の拡充……雇用保険被保険者及び離職後1年以内の雇用保険被保険者だった者が対象
  - ・専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付に加えて、更に受講費用の10%（合計80%）を追加で支給する。
  - ・特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の10%（合計50%）を追加で支給する。



★「最低賃金額の改定」についてはすべての企業、「被用者保険の適用拡大」については新たに特定適用事業所となる従業員数50人超100人以下の企業において、必ず対応が必要となる重要な制度変更です。未対応の場合は、制度の説明・対応に向けたアドバイスなどをさせていただきますので、気軽にお声掛けください。

#### 重要改正

### 自転車運転中のスマホ・酒気帯びの罰則強化 酒気帯びには幫助罪も(令和6年11月～)

自転車運転中の新たな罰則を盛り込んだ令和6年改正道路交通法が、令和6年11月1日から施行されます。警察庁は、ポスターやリーフレットを公表して、その周知を図っています。

……………令和6年改正道路交通法（自転車運転中の新たな罰則）ポスター（横）……………



罰則の具体的な内容は次のとおりです。

- 自転車運転中のながらスマホ
  - ・違反者は、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金（交通の危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）
- 自転車の酒気帯び運転及び幫助
  - ・違反者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・自転車の提供者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
  - ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

★企業としては、酒気帯び運転について、自転車の提供者にも罰則が適用される点に特に注意したいところです。通勤や業務に自転車を利用している労働者がいる場合には、警察庁から公表されているポスターを駐輪場に貼っておくなど、運転者に注意喚起をしておきましょう。

必要であれば、リーフレットも含め、紹介させていただきます。

#### お仕事 カレンダー 11月

- |       |                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11/ 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● フリーランス・事業者間取引適正化等法（フリーランス新法）の施行</li> <li>● 過労死等防止啓発月間（11/1～11/30）</li> <li>● テレワーク月間（11/1～11/30）</li> </ul> |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 11/ 11 | ● 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付 |
|--------|--------------------------|

- |      |                                                                                                                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12/2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>● 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）</li> <li>● 12月・翌年3月・翌年6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）</li> </ul> |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



#### ◆あとかき◆